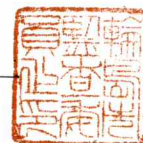


輪島市監査公表第15号

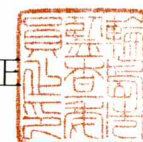
地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

1 監査の種類

ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行

イ 行政監査

行政事務の執行

2 監査実施日及び監査対象

令和3年1月20日（水）

議会事務局

3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

4 監査の実施内容

令和2年度の事務事業（令和元年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

5 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり見直しや検討等を要するものとして意見、改善や是正の措置等の必要なものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

<議会>

【議会事務局】

(1) 意見

ア 交際費は支出基準を制定し、現金を保管することなく決済用口座による管理を行っているが、今後も適正な運用に努めていただきたい。

イ 政務活動費の交付に関して、交付方法等の運用に不明瞭な部分があることから、適正な事務処理が行えるよう条例等の改正について検討していただきたい。

(2) 指摘事項

なし